

第3編 基 本 計 画

第1章 被災者支援

第1節 心身のケア

1.身体的・精神的なケア

所管課: 保健福祉部保健センター、教育部学校教育課

概要(目的、これまでの取組、現状・課題等)

被災者や原子力災害による放射線の不安が大きかった玉野地区住民は、震災により生活環境が大きく変化しており、それに伴う精神的・身体的な健康状態の悪化が懸念されます。

市ではこれまで、応急仮設住宅でのマネジメント体制構築や、市区長会等の被災者支援関係団体による災害弱者支援及び PTSD 対策情報交換会を開催するなど、被災者をケアするための事業を行ってきました。

また、被災者の方々が災害市営住宅等に移転した後も、引き続き保健師等による戸別訪問や、健康診断及び保健指導を実施し、健康状態の悪化防止や健康の増進を図っています。

さらに、教育現場において、震災当時の混乱から親子関係がうまく築けず、サポートが必要な事例が増加してきたことなどから、子どもたちが健全に成長するための支援を継続して行う必要があります。そのため市では、子どもたちの健やかな成長のサポートを理念としている「特定非営利活動法人相馬フォロアーチーム」と協働し、市内の児童や生徒・保護者及び教員に対しカウンセラー（臨床心理士）による心のケアを実施しています。

加えて、医療の専門家によるメンタルヘルス相談を実施し、サポートが必要な事案を教育・福祉の分野から医療分野へ円滑に取次ぎます。

主な事業

進捗状況	事業名	実施地区・箇所	事業概要
継続	家庭訪問事業	相馬井戸端長屋等	事業内容：保健師等による個別訪問、生活講座の実施 事業期間：平成 23 年 3 月～
継続	「心のケア」事業	市内各小中学校 LVMH 子どもアート・メゾン	事業内容：カウンセラーによる児童・生徒等の心のケア LVMH 子どもアート・メゾンでの子どもに関する相談業務 事業費：2,217 万円（令和 2 年度） 事業期間：平成 23 年度～
継続	メンタルヘルスサポート事業	LVMH 子どもアート・メゾン	事業内容：市内小中学校児童生徒及びその保護者、教職員を対象とした相談業務（市職員・臨時職員を含む） 事業費：79 万円（令和 2 年度） 事業期間：平成 29 年度～
完了	被災者及び玉野地区住民の健康診断	応急仮設住宅 玉野地区保健センター	事業内容：すべての年齢を対象とした健康診断 総事業費：5,216 万円 事業期間：平成 23 年度～平成 28 年度
継続		玉野地区保健センター	事業内容：40 歳以上を対象とした健康診断 事業費：865 万円（令和 2 年度） 事業期間：平成 29 年度～
継続	健診結果に基づく健康教育、保健指導実施	玉野地区保健センター	事業内容：健診結果に基づき健康教育、保健指導を実施 事業期間：平成 23 年度～

今後の方針(実施上の課題、事業展開予定)

被災者の健康診断の結果、多くの方に肥満、高血圧、運動機能の低下等がみられるため、健康状態の悪化防止や健康増進のための支援に努めます。

また、相馬井戸端長屋に移転した被災高齢者の方々を対象に、保健師による健康講座を開催するなど、身体的、精神的ケアを継続して実施します。

心のケア事業については、市内にカウンセラーの資格を有している方が少なく、現状の体制を維持していくためには、今後も人材の確保をしていくことが重要です。

また、メンタルヘルスサポート事業は、支援を必要とする方が積極的に利用できるよう、PRに努めます。

相馬市マスタープラン 2017 との関係性

第3章 安心な子育て環境の整備と心豊かなひとづくり

第3節 生き抜く力を育む学校教育の充実

(2) 豊かな心の育成と生徒指導の充実

第7章 健やかで安心して暮らせる地域づくり

第1節 健康づくりの推進と地域医療の充実

(1) 健康づくりの推進



相馬フォロアーチームによる心の相談会



相馬井戸端長屋での保健師による血圧測定

2.孤独死対策

所管課:総務部総務課、保健福祉部健康福祉課

概要(目的、これまでの取組、現状・課題等)

震災によりひとり暮らしとなった高齢者や高齢者のみの世帯となった方々が、安全に安心して暮らしていけるよう支援をする必要があります。

市では、震災により自宅を失い生活の再建が困難となった高齢者が、共に助け合いながら安心して尊厳のある生活を営むことができる環境を作ることがを目的に相馬井戸端長屋（高齢者向け災害市営住宅）を整備し、居住者同士が新しい『絆』を作っていくことを支援しています。

また、相馬井戸端長屋以外に居住するひとり暮らしとなった高齢者や高齢者のみの世帯等については、地域のボランティア（ひまわり会）が中心となり、声掛け訪問等による日常の安否確認を行うとともに、災害時に要援護者の安否をいち早く確認する体制を確立します。

ボランティア団体が未結成である災害市営住宅団地については、行政区長等による見廻りを行い、高齢者の方々の安全安心な生活を支援しています。

主な事業

進捗状況	事業名	実施地区・箇所	事業概要
継続	生活支援事業	相馬井戸端長屋	事業内容：管理人による入居者見守り、共有部分の管理の補助 事業費：715万円(令和2年度) 事業期間：平成24年7月～
継続	配食サービス事業	相馬井戸端長屋	事業内容：希望する居住者に昼食を提供 昼食会の開催（居住者の交流の機会づくり） 令和2年4月末対象者：42名 事業費：506万円(令和2年度) ※ひとり暮らしの高齢者等への配食サービス事業費を含む 事業期間：平成24年度～
		市内全域	事業内容：日常的な食事の確保が困難なひとり暮らしの高齢者等に対し、食事の宅配と安否確認実施 事業期間：平成23年度～
継続	声かけ訪問サービス事業	ボランティア組織設立地区	事業内容：ひとり暮らしの高齢者及び高齢者だけの世帯等に対し、声かけ訪問による安否確認実施 事業費：492万円(令和2年度) 事業期間：平成23年度～
継続	ひとり暮らし高齢者の見廻り事業	災害市営住宅団地（程田明神前、細田東、刈敷田南、北高野、南ノ入、山信田、狐穴）	事業内容：ひとり暮らしの高齢者世帯に対し、行政区長等が二日に一度程度の声かけ訪問実施 事業費：84万円（令和2年度） 事業期間：平成29年度～

今後の方針(実施上の課題、事業展開予定)

相馬井戸端長屋は、入居者による管理運営と自立した生活を目指していますが、高齢化がさらに進むことを考慮すると、完全な自立は難しい状況です。入居者同士の共助を支援しつつ、安心して生活するための管理運営や支援の方法について検討していきます。

また、地域ボランティアは高齢者が安全に安心して生活するために欠かせないものですが、未結成の地域があることから、既存ボランティア組織の充実や新たな組織の立ち上げのための啓もう普及活動を行い、声かけ訪問サービスの実施地域拡大に努めます。

災害市営住宅団地での行政区長等による見守りについては、地域コミュニティの形成状況やボランティア組織の立ち上げ状況等に応じて、内容を見直しながら継続していきます。

相馬市マスタープラン 2017 との関係性

第7章 健やかで安心して暮らせる地域づくり

第2節 高齢者福祉の充実

- (1) 高齢者の保健、福祉サービスの提供
- (5) 孤独死対策



ひとり暮らし高齢者宅への声かけ訪問

第2節 生活支援

1.生活支援の充実

所管課:企画政策部企画政策課、民生部生活環境課、保健福祉部健康福祉課、建設部建築課

概要(目的、これまでの取組、現状・課題等)

市は、応急仮設住宅から恒久的な住宅へ移行するため、災害市営住宅 410 戸を整備しましたが、管理戸数が倍増したことが課題となっていました。そのため、希望する被災者へ国の認可を受けた災害市営住宅の払下げを平成 30 年度から計画的に実施し、恒久的な持ち家としての住居再建を支援するとともに、市営住宅の供給量の適正化を図っています。

また、震災による住居の移転や世帯構成の変化等により、自ら移動手段を持たない交通弱者や買物弱者となった方々が安心して生活できるよう、「おでかけミニバス」や「チャルメラカー」を運行し、日常生活の支援を行っています。

さらに、事業等の債務や二重ローンなど、震災に起因する二次的な被害が懸念されることから、無料法律相談会を開催し、弁護士や司法書士などの専門家からのアドバイスをワンストップで受けることができる体制をつくり、被災者の生活再建に向けた支援をしています。

主な事業

進捗状況	事業名	実施地区・箇所	事業概要
継続	災害市営住宅の 払下げ	程田明神前団地	事業内容：希望者への災害市営住宅払下げ (整備戸数 46 戸中 20 戸実施) 事業年度：平成 30 年度～
		細田東団地	事業内容：希望者への災害市営住宅払下げ (整備戸数 65 戸中 46 戸実施) 事業年度：平成 31 年度～
新規		山信田団地	事業内容：希望者への災害市営住宅払下げ (整備戸数 56 戸中 21 戸実施) 事業年度：令和 2 年度～
継続	福祉巡回車 (おでかけミニバス)	市内全域	事業内容：自ら移動手段を持たない 65 歳以上の市民に向け、各地区から中心市街地への巡回車を運行 事業費：2,272 万円(令和 2 年度) 事業期間：平成 23 年度～
継続	移動販売車による 買物支援策 (チャルメラカー)	市内全域	事業内容：災害市営住宅等へ週 2 回程度、移動販売車を巡回訪問 事業費：673 万円(令和 2 年度) 事業期間：平成 25 年度～
継続	専門家による無料 法律相談会	市役所	事業内容：専門家(弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士)による無料法律相談会 事業費：656 万円(令和 2 年度) 事業期間：平成 23 年度～

今後の方針(実施上の課題、事業展開予定)

災害市営住宅の払下げについては、入居者の要望を聞きながら、実施に向けて国県と協議をしていきます。

おでかけミニバスやチャルメラカーの運行については、地区ごとに利用者数のばらつきがあるため、住民ニーズの把握に努め、各地域の特性や状況に応じてより利用しやすい運行内容となるよう見直しを行うとともに、広く事業を周知し、交通弱者や買物弱者の方々が安心して生活できるよう対応していきます。

無料困りごと相談・法律相談については、震災から10年が経過し、税理士や土地家屋調査士、社会保険労務士への相談が減少しているため、相談日等について見直しをしていく必要があります。また、今なお様々な課題を抱える被災者が安心して生活ができるよう、より相談しやすい環境づくりを行っていきます。

相馬市マスタープラン 2017 との関係性

第2章 震災から復興した相馬づくり

第2節 生活再建の基盤づくり

(1) 住宅移転の促進

第7章 健やかで安心して暮らせる地域づくり

第2節 高齢者福祉の充実

(4) 交通弱者、買い物弱者への支援

第8章 着実な社会資本の整備と計画的な維持管理によるまちづくり

第1節 暮らしやすいまちづくり

(2) 生活交通の確保

(3) 市営住宅や下水道等の計画的な維持管理



おでかけミニバスの運行



チャルメラカーでの移動販売

第3節 医療体制

1.地域医療体制の充実

所管課:相馬方部衛生組合

概要(目的、これまでの取組、現状・課題等)

相双医療圏の医療機関は、震災と原子力災害により大きな被害を受け、復旧にはなお時間を要する状況です。そのため、公立相馬総合病院には圏内の拠点病院として医療提供体制の充実強化が一層求められています。

同病院も、第1病棟が破損し一時使用不能となるなどの大きな被害を受けましたが、新病棟を整備し、さらに内科等外来部門、手術室、人工透析室、総合受付等の移設や、化学療法室の新設及び医療機器の更新により、機能の充実を図りました。

また、令和2年1月に国が感染症法に基づき指定感染症として指定した新型コロナウイルス感染症の感染拡大に早期に対応するため、相馬郡医師会相馬支部等と協力して、同病院の敷地内に相馬市発熱外来診察室を設置し、令和2年4月8日から発熱者の受診を開始する等、地域の医療を守るため取り組んでいます。

主な事業

進捗状況	事業名	実施地区・箇所	事業概要
継続	公立相馬総合病院の運営	新沼字坪ヶ迫地内	事業内容：病院機能の強化と医療の充実

今後の方針(実施上の課題、事業展開予定)

地域において必要な医療サービスを継続的に提供するためには、医師、看護師等の医療従事者の安定した確保と医療体制の編成が必要です。

相双医療圏における拠点病院として、医療体制の充実強化を図るため、東北大学、福島県立医科大学等の市内外の医療機関、保健、介護等の各機関と連携するとともに、平成30年4月「地域医療・入退院支援センター」を院内に設置する等、地域包括ケアシステムの導入を進めています。また、在宅診療や包括ケア病床、医療機器の充実を図り、地域で安心して暮らせるよう、質の高い医療を提供します。

さらに、現在流行している新型コロナウイルス感染症や災害等不測の事態においても福島県立医科大学及び相馬郡医師会と協力しながら、地域で安定した医療を提供できるよう体制を整備します。

併せて、医療従事者確保のため、看護師等奨学金制度を継続して、助産師及び看護師の確保を図るとともに、平成30年4月に開所した事業所内託児所の適切な運営に努めます。

相馬市マスタープラン 2017 との関係性

第7章 健やかで安心して暮らせる地域づくり

第1節 健康づくりの推進と地域医療の充実

(2) 地域医療の充実

第4節 コミュニティによる地域づくり

1.コミュニティの再生・支援

所管課:総務部総務課、保健福祉部社会福祉課、生涯学習部中央公民館

概要(目的、これまでの取組、現状・課題等)

震災による住宅の移転や世帯構成の変化等に伴い、震災前に密であった被災者の方々の地域コミュニティは失われました。災害市営住宅を含め、地域住民の高齢化及び一人世帯の増加が進んでおり、地域コミュニティの再生は重要な課題となっています。

市は、応急仮設住宅の運営にあたり、可能な限り旧集落単位で入居者をまとめるとともに、「組長・戸長制度」によるマネジメント体制づくりを行い、災害市営住宅等への移転後も、行政区を中心としたコミュニティ再生支援を行いました。

また、子どもや子育て世代、高齢者等が集い、様々な活動を通して世代間の交流を図ることのできる地域世代間コミュニティ交流施設(子ども公民館)を整備しました。施設を活用して、震災後整備された住宅団地を含め地域一体となった新たなコミュニティを形成し、地域の子育て力の向上を図っていきます。

加えて、公民館で行われる教室や講座をはじめとした活動により、住民同士の交流(ふれあい・仲間づくり)活動を積極的に推進していきます。

主な事業

進捗状況	事業名	実施地区・箇所	事業概要
継続	公民館管理運営事業	市内各公民館	事業内容:各種教室等の実施、公民館だよりの発行、教育関係機関や各種団体との連携 事業費:2,064万円(令和2年度)
継続	地域世代間コミュニティ交流施設管理運営事業	東部子ども公民館(尾浜地区)	事業内容:世代間交流事業・放課後児童クラブ等の実施 事業費:2,125万円(令和2年度) 事業期間:平成27年度～
		西部子ども公民館(大野地区)	事業内容:世代間交流事業・放課後児童クラブ等の実施 事業費:1,697万円(令和2年度) 事業期間:平成29年度～

今後の方針(実施上の課題、事業展開予定)

子ども公民館において世代間の交流を進めるためには、利用者に施設や事業内容の周知を図るとともに、気軽に利用できるよう運営を工夫する必要があります。そのため、地域住民や老人クラブなどと連携しながら、定期的にイベントを開催し、高齢者と子どもたちの世代間交流を推進していきます。さらに、放課後児童クラブの運営とあわせ、子育ての支援拠点としての機能を果たすことで、将来を担う子どもたちの健全な育成に努めていきます。

また、公民館においては、多様化する利用者の要望に耳を傾け、多くの住民へ学びと交流の場を提供することに努めます。

さらに、社会教育指導員を中央公民館に配置し地区公民館への支援体制を整えることで、各公民館活動を推進し、公民館を中心とした地域のコミュニティづくりを図ります。

相馬市マスタープラン 2017 との関係性

第1章 市民協働による健全な基礎自治体づくり

第1節 情報発信と市民協働による相馬市づくり

(2) 地域・世代間交流の推進

第3章 安心な子育て環境の整備と心豊かなひとづくり

第1節 子育て環境の整備

(3) 心豊かでたくましい子どもを育む保育の推進

第5章 地域の文化を守り心豊かに生き抜くひとづくり

第1節 生涯学習推進体制の充実

(2) 公民館活動の推進



中央公民館での料理教室



東部子ども公民館での多世代交流イベント

2.復興支援員制度の活用

所管課：企画政策部企画政策課、産業部商工観光課

概要(目的、これまでの取組、現状・課題等)

震災からの復興にあたっては、地域に根ざしたコミュニティの再構築が重要です。

そのため、被災地に居住しながら、被災者の見守りや心身のケア、地域おこし活動等に幅広く従事する人材の確保が不可欠となっています。

本市においては、市と観光協会それぞれに復興支援員を配置し、各種関係団体と連携しながら復興状況の視察ツアーやスポーツツーリズム事業などを実施することで、コミュニティの再構築や交流人口拡大に向けた取り組みをしています。

主な事業

進捗状況	事業名	実施地区・箇所	事業概要
継続	復興支援員事業	千客万来館	事業内容：復興支援員による交流人口拡大への取組 事業費：490万円(令和2年度) 事業期間：平成26年度～
		観光協会	事業内容：復興支援員による交流人口拡大への取組 事業費：842万円(令和2年度) 事業期間：平成29年度～

今後の方針(実施上の課題・事業展開予定)

観光客の受入れや、各種ツアー、イベント企画等の拠点として組織した「相馬観光復興御案内処」を最大限活用するため、意欲を持ち、かつ各分野での専門的な知識や経験等を有する支援員を活用し、各種関係団体と連携しながら、コミュニティの再構築や交流人口拡大に向けた取組を強化します。

相馬市マスタープラン 2017 との関係性

第4章 地域特性を生かした良質な産業づくり

第5節 観光産業の振興



復興支援員による復興状況の説明



復興視察の現地説明（相馬市防災備蓄倉庫）